

標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則への修正案

標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則  
([2019年2月1日](#)発効)

[…]

**第四章 国際登録に影響する締約国における事実**

[…]

**第22規則**

基礎出願、基礎出願から生ずる登録又は基礎登録の効果の終了

[…]

(2) *[通報の記録及び送付並びに国際登録の取消し]*

[…]

- (b) (1) (a) 又は (c) に規定する通報が国際登録の取消しを要求し、同 (a) 又は (c) の要件を満たす場合には、国際事務局は、該当する範囲で国際登録簿の国際登録を取り消す。国際事務局は、当該通報の後、取り消された国際登録に基づき記録された名義人の一部変更又は分割から生じる国際登録、及び併合から生じる国際登録を該当する範囲で取り消す。

## 第五章 事後指定：変更

### 第27規則

第25規則に関する記録及び通報、

~~国際登録の併合、名義人の変更又は限定が効力を有しない旨の宣言~~

[…]

(3) ~~[削除] 同一の自然人又は法人が、名義人の一部変更から生じた二以上の国際登録の名義人として記録された場合には、その登録は、直接又は名義人の締約国の官庁を通じてなされた当該自然人又は法人の請求により併合される。国際事務局は、変更により影響を受ける指定締約国の官庁及び名義人に通知し、申請が官庁によって提出されたときは、当該官庁に同時に通報する。~~

[…]

### 第27規則の2

#### 国際登録の分割

#### (1) [国際登録の分割の申請]

(a) 締約国に関する商品とサービスのごく一部のための国際登録の分割のための名義人による申請は、申請された分割の記録が手数料に関する要件を含む法令の要件を満たした後、指定締約国の官庁から適切な公式様式により国際事務局に提出される。

(b) 申請には以下のものを表示する。

(i) 申請を提示する官庁の締約国、

(ii) 申請を提示する官庁の名称、

(iii) 国際登録の番号、

(iv) 名義人の氏名又は名称、

(v) 商品及びサービスの国際分類の類に従って適切に区分けされた分割される商品又はサービスの名称、

(vi) 支払われる手数料の額及び支払方法又は国際事務局に開設された口座から必要な手数料を引き落とすための指示並びに支払いをなす者又は当該指示をする者の特定、

(d) 本規則に基づき提出される申請は、申請に記載する商品及びサービスに係る第18規則の2又は第18規則の3の規定に従って送付される声明を含め、または添付することができる。

(2) [手数料] 国際登録の分割は、料金表第7.7項に示す手数料の支払の対象とする。

#### (3) [欠陥のある申請]

(a) 申請が該当する要件を満たしていないとき、国際事務局は、提出された申請の欠陥を是正するよう当該官庁へ求める一方、同時に名義人に通報する。

(b) 欠陥が、(a)の規定に基づき求めの日から三月以内に当該官庁により是正されないときは、申請は放棄されたものとみなされ、国際事務局は、当該申請を提出した当該官庁及び名義人に同時に通報し、かつ、(2)の規定に基づき納付された手数料について、当該手数料の二分の一に相当する額を差し引いた後に返還する。

(4) [記録及び通報]

(a) 申請が該当する要件を満たしている場合には、国際事務局は、当該分割を記録し、国際登録簿に分割された国際登録を作成し、当該申請を提出した当該官庁及び名義人に、同時に通報する。

(b) 国際登録の分割は、国際事務局が受領した日又は、該当するときは、(3)に規定する欠陥が是正された日に記録される。

(5) [申請とみなされないもの] 国際登録の分割の申請で言及された商品及びサービスの国際分類の類が指定されていない又はもはや指定されない指定締約国に関する国際登録の分割の申請は、申請とはみなされない。

(6) [締約国が分割の申請を提出しない旨の宣言] 国内法において標章の出願又は登録の分割を規定していない締約国は、この規定が効力を生じる日又は当該締約国が協定若しくは議定書に拘束される日の前に、(1)に規定する申請を国際事務局に提出しない旨を事務局長に通報することができる。この宣言は、いつでも撤回することができる。

第27規則の3  
国際登録の併合

(1) [所有権の一部変更の記録から生じる国際登録の併合] 同一の自然人又は法人が、名義人の一部変更から生じた二以上の国際登録の名義人として記録された場合には、その登録は、直接又は名義人の締約国の官庁を通じてなされた当該自然人又は法人の申請により併合される。当該申請は、適切な公式様式により国際事務局に提出される。国際事務局は、当該併合を記録し、その旨を当該指定締約国の官庁又は変更により影響を受ける指定締約国の官庁、及び名義人に同時に通報し、申請が官庁によって提出されたときは当該官庁に通報する。

(2) [国際登録の分割の記録から生じる国際登録の併合]

(a) 分割から生じる国際登録は、第27規則の2(1)に規定する申請を提出した官庁を通じて提出される名義人の申請により、それが分割された国際登録に併合される。ただし、同一の自然人又は法人が当該双方の国際登録の名義人として記録されており、かつ、申請が手数料に関する要件を含め当該官庁の法令要件を満たしていることを条件とする。当該申請は、適切な公式様式により国際事務局に提出される。国際事務局は、当該併合を記録し、当該申請を提出した当該官庁及び名義人に同時に通報する。

(b) 国内法において標章の登録の併合を規定していない締約国の官庁は、この規則の効力が生じる日又は当該締約国が協定若しくは議定書に拘束される日の前に、(a)に規定する申請を国際事務局に提出しない旨を事務局長に通報することができる。この宣言は、いつでも撤回することができる。

## 第七章 公報及びデータベース

### 第32規則 公報

(1) [国際登録に関する情報]

(a) 国際事務局は、次の情報を公報にて公表する。

[…]

(viii)の2) 第27規則の2(4)の規定に基づき記録された分割及び第27規則の3の規定に基づき記録された併合

[…]

(xi) 第20規則、第20規則の2、第21規則、第21規則の2、第22規則(2)(a)、第23規則、第27規則~~(3)~~、(4)及び第40規則(3)の規定に基づき記録された通報

[…]

[…]

(2) [締約国の特定の要件及び特定の宣言に関する情報]

国際事務局は、公報として次のものを公表する。

(i) 第7規則又は、第20規則の2(6)、第27規則の2(6)、第27規則の3(2)(b)又は第40規則(6)の規定に基づき行われた通報及び第17規則(5)(d)若しくは(e)に基づき行われた宣言

[…]

## 第九章 雑則

[…]

### 第40規則 効力発生及び経過規定

[…]

(6) [国内法令との不適合]

この規則の効力が生じる日又は締約国が協定又は議定書に拘束される日において、第27規則の2(1)又は第27規則の3(2)(a)の規定が当該締約国の国内法に適合しない場合には、当該規定は、この規則の効力が生じる日又は当該締約国が協定若しくは議定書に拘束される前にその旨を国際事務局に通報することを条件として、当該締約国の国内法に適合しない間、当該締約国には適用しない。この通報は、いつでも撤回することができる。

[…]

## 料金表の修正案

料金表  
([2019年2月1日](#)発効)

スイスフラン

[…]

### 7. 雑多な記録

[…]

#### [7.7 国際登録の分割](#)

[177](#)

[…]